

平成22年度 第21回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成23年2月2日（水）午前10時～11時13分

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	高橋敬一
委員	中原都

【事務局職員】

事務局長	西山秀雄	次長	加賀田啓
任用課長	西尾孝之	給与課長	稲田将
副主幹	懸樋順一	副主幹	新高謙一
副主幹	川口豊長		

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 人事委員会規則及び人事委員会委員長通知の一部改正等について

議案第2号 職員の給与に関する報告及び勧告について

報告第1号 職員からの苦情・相談概要及び処理状況について

5 議事の公開・非公開

報告第1号を非公開とした。

6 議事

(1) 議案第1号

人事委員会規則及び人事委員会委員長通知の一部改正等について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

現在の人事委員会規則等において、規則の委任に基づいた通知が重複する内容を規定しているなど、適正な状況ではないため、改善するため、改正等しようとするもの。

① 規則及び通知の名称

- ・ 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（改正）
- ・ 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について（改正）

- ・ 教育職給料表級別資格基準表の「別に定める。」等について（廃止）

② 改正の必要性

	現 状	問題点	対応策
①	実習教諭、寄宿舎主任及び寄宿舎副主任の級別資格基準については、規則別表で「別に定める。」と規定し、「別に定める。」通知に規定されている。	「別に定める。」とされている事項は単に年数を規定しているのみである。	透明性、公正性の観点から、より上位の規定である規則別表に規定し直す。
②	「別に定める。」通知の1項では、実習教諭、寄宿舎主任及び寄宿舎副主任以外の職種についても、級別資格基準の規定がある。	規則別表で「別に定める。」とされている職種のほか、既に規則別表で規定されている職種に係る必要経過年数等も重複して規定されている。	重複を解消する。「別に定める。」通知は廃止する。
③	規則別表で規定されていない職種については、「別に定める。」通知の2項、3項に読み替え規定がある。	「別に定める。」通知の2項、3項は、規則別表から委任された事項ではない。	規則別表の備考欄に、通知への委任規定を新たに設ける。
④	「別に定める。」通知では、規則別表に掲げる職種以外の職種について読み替え規定があるが、全ての級及び職種を網羅していない。	「別に定める。」通知では、図書館課長、教務主幹及び2級で読み替える職種（教務主任除く）について規定がない。	読み替え規定を通知で新たに設ける。

(2) 議案第2号

職員の給与に関する報告及び勧告について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

研究職の「職務に応じた職位や給与の在り方」については、平成20年10月の給与報告以降、任命権者において、本県研究職の職務の実態や人事管理の実態を踏まえ、研究職給料表の適用の是非を含めて検討され、給料表の見直しが行われてきた。当委員会では、この任命権者等の検討状況について、逐次、報告を受け、その都度、見直しの方向性や方針、報告・勧告内容等について協議等してきた。

このたび、その見直し案について職員団体と基本合意したとして、昨日（2月1日）知事部局から「見直し結果」が報告されたので、その結果を踏まえ報告及び勧告しようとするもの。報告及び勧告内容が決定されれば、本日、知事と議長に報告・勧告するよう手配している。

① 現状・課題

- 本県の研究職給料表は、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用されており、その適用人員の数は、平成22年4月現在で知事部局118人、教育委員会17人及び警察本部13人の計148人。
- 一方で、本県の研究職給料表には、次のような課題が存在。
 - ・ いわゆる「わたり」の廃止後の職位と職務の級の位置付け等が不明確。
 - ・ 行政職給料表等との給与水準の不均衡により、同じ職種で採用等された職員又は行政職給料表等が適用される職との間で人事異動した職員への給与支給額に大きな増減が発生。

② 任命権者の検討状況

(1) 組織及び職位

- 試験研究等における業務管理や人材育成の充実を図る観点から、より組織力が発揮できるようにするため、組織体制上の職として研究職給料表に新たな職を設置し、また、組織体制上の

職とは別に優れた研究成果をあげた職員についてはその研究能力や実績に応じた新たな職を設置。

- 職位と職務の級の位置付けを明確にするため、行政職給料表の職務の級との均衡を勘案し、原則として一職位一級として整理。

(2) 研究職に係る処遇

- 知事部局の場合、現場のニーズに対応した応用・実用化の研究や直面する課題解決に向けての試験研究等を行うため、引き続き技師等の職と一体的な人事管理の基本的な実施。
- 専門的・科学的な知識と創意等をもって試験研究等に従事していることから引き続き研究職給料表を適用するが、原則として行政職給料表が適用される職との均衡を勘案して給与水準を決定。ただし、研究職給料表適用者のうち警察本部又は教育委員会の職員については、特定分野についての専門性に対応するため、専従的かつ継続的に当該分野について試験研究等に従事する研究職として募集・採用されていることなどを勘案して適切な処遇となるよう配慮。

③ 本委員会の考え

- 本県の試験研究機関における職務及び人事管理の実態を踏まえ、上記のような任命権者の検討内容は妥当なものと思料。
- 研究職給料表については、任命権者での検討内容を踏まえ、次のとおり見直すことが適当。
 - ・ 国の研究職俸給表を基本とした研究職給料表を試験研究等に従事する職員に引き続き適用。
 - ・ 研究職における職位と職務の級の位置付けを明確にするため、研究職給料表の級別標準職務表を行政職給料表の職務の級との均衡を勘案して一職位一級を基本として整理。
 - ・ 研究職給料表の給与水準は、原則として行政職給料表との均衡を考慮したものとすることが適当。
 - ・ 研究職給料表適用者で警察本部又は教育委員会の職員の見直し後の処遇については、適切なものとなるように配慮。
- この改定の実施時期は平成23年4月1日とし、円滑な制度移行と激変緩和を図るため所要の経過措置を講じることが適当。

【質 疑】

委 員

勧告の概要資料の「2 任命権者の検討状況」の「(2) 研究職に係る処遇」において、「適切な処遇となるよう配慮」とあるが、その具体的な内容は何か。

事務局

新給料表を導入すると給料は原則引下げとなる。行政職から人事交流により研究職に来ている職員の場合は良いが、警察本部や教育委員会などプロパーの研究職については、今の処遇を確保しようとするもの。

(3) 報告第1号

職員からの苦情・相談概要及び処理状況について、事務局が説明した。

【説 明】

職員からの苦情の処理に関する規則第6条の規定に基づき、その概要及び処理状況を報告するもの。

7 次回の人事委員会の開催

平成23年2月10日（木）午前10時から開催することとした。